

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書

1 調査事件

庄内町議会議員のなり手不足解消について

2 調査目的

平成 30 年 6 月の庄内町町議会選挙において、平成以降補欠選挙を除く山形県内市町村議会初の定数割れとなったことを受け、庄内町議会議員のなり手不足を解消するため、庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会を設置することとした。

3 調査経過

(1) 設置年月日 平成 31 年 3 月 5 日

(2) 調査状況

平成 31 年 3 月 5 日 (会期中) 第 1 回特別委員会 (特別委員会委員長、副委員長選任)

令和 元年 6 月 25 日 第 2 回特別委員会

令和 元年 7 月 22 日 第 3 回特別委員会

令和 元年 9 月 26 日 第 4 回特別委員会

令和 2 年 1 月 20 日 第 5 回特別委員会

令和 2 年 1 月 24 日 第 6 回特別委員会

令和 2 年 3 月 4 日 第 7 回特別委員会

令和 2 年 3 月 6 日 第 8 回特別委員会

令和 2 年 3 月 11 日 第 9 回特別委員会

令和 2 年 3 月 16 日 第 10 回特別委員会

令和 2 年 3 月 24 日 第 11 回特別委員会

令和 2 年 4 月 8 日 第 12 回特別委員会

令和 2 年 4 月 16 日 全員協議会

令和 2 年 4 月 30 日 第 13 回特別委員会

令和 2 年 5 月 8 日 全員協議会

令和 2 年 5 月 19 日 第 14 回特別委員会

令和 2 年 5 月 22 日 全員協議会

令和 2 年 5 月 26 日 第 15 回特別委員会

令和 2 年 6 月 9 日 6 月定例会報告

4 調査概要

[現況]

庄内町議会は、町民の負託に応え、町民福祉の向上と町政の発展に寄与するため、平成 20 年に議会基本条例を制定。二代表制のもと、議会、議員の活動原則及び責務等を定め、議会としての役割を明らかにし、町民に信頼され、より存在感のある議会を築こうと、議会の活性化と町民に開かれた議会づくりとして、町民と語る会の開催

や常任委員会活動にも重きを置き活動している。全国町村議会議長会が統一基準で実施した議員の年間活動日数としては、山形県では最多となっていることや、会議は委員会も含め全て公開することとしており、情報公開に耐え得る議会運営に努めるとともに、常に町民の衆目を集めていることを自覚した議員活動を目指してきたが、予想だにできなかった平成30年の選挙結果を、重く受け止めなければならない背景がある。

そこで、議員だけでなく、町民と共に、議員なり手不足解消に向け、大きな二つの特徴をもって取り組むこととした。

(1) 定例会での独自の参考人招致

町民が議会の仕事や雰囲気を経験し、議員という仕事に興味を持ってもらい、議会への関心を高めてもらおうと、定例会の予算・決算特別委員会において、専門的な知識等を有する方より意見等を伺う参考人招致を行い、町民の直接的な議会への参画を実現し、できる限り多くの参考人を議会に呼び、予算・決算並びに政策課題等に対し意見を述べていただく機会として設定した。

ア 令和元年9月 決算特別委員会

区分	所管委員会	参考人氏名	集落	テーマ	担当議員
9/10	産業建設常任委員会	佐藤一彦	跡	農業振興について	石川 保
〃	〃	竹嶋 碧	猿 田	地域おこしと観光振興について	齋藤秀紀
9/11	総務文教厚生常任委員会	佐藤道子	仲 町	芸術・文化振興について	阿部利勝
〃	〃	小林洋平	松野木	幼児・学校教育について	小野一晴

イ 令和2年3月 予算特別委員会

区分	所管委員会	参考人氏名	集落	テーマ	担当議員
3/10	総務文教厚生常任委員会	長南佳佑	上 幅	鳥獣駆除と観光振興について	加藤将展
〃	〃	富樫俊子	落 合	福祉厚生について	石川武利
3/12	産業建設常任委員会	渡部菜穂子	猿 田	まちづくり（人口減少・巡回バス）について	國分浩実

(2) 庄内町議会議員なり手不足解消検討会議

庄内町議会議員のなり手不足解消に向け、議会議員のあり方、課題等について意見を聴取し検討するため、庄内町議会議員なり手不足解消検討会議を設置し、公募等の町民の方々と対等に協議する検討会議を立ち上げた。

ア 設置年月日

令和元年10月30日

イ 開催状況

令和 元年10月30日 第1回検討会議（キックオフイベント終了後・響ホール）
 令和 元年11月25日 第2回検討会議
 令和 元年12月23日 第3回検討会議
 令和 2年1月22日 第4回検討会議
 令和 2年2月6日 第5回検討会議

- 令和 2 年 2 月 19 日 第 6 回検討会議（経過報告会終了後：響ホール）
- 令和 2 年 3 月 17 日 第 7 回検討会議
- 令和 2 年 3 月 30 日 第 8 回検討会議
- 令和 2 年 4 月 24 日 第 9 回検討会議
- 令和 2 年 5 月 13 日 第 10 回検討会議

(ア) キックオフイベント（令和元年 10 月 30 日 庄内町響ホール 小ホール）

検討会議開催に先立ち、検討会議アドバイザーである東北公益文科大学公益学部小野英一准教授、新潟県立大学国際地域学部田口一博准教授の両氏より「キックオフイベント」として、議会と住民参加、なり手問題の検討の方向について、それぞれ異なった角度から議員なり手不足解消についての考え方を提案いただき、町民の意見を聴き話し合った。

(イ) 議員なり手不足 / 一緒に考えてみませんか：経過報告会

（令和 2 年 2 月 19 日 庄内町響ホール 小ホール）

検討会議において「自分が立候補するとしたら」というテーマで、2 班に分かれワークショップを行い、そこで話し合われた内容を、町民代表の委員が発表。その後、参加した町民と、議員になりたいと思える環境の構築に向けて活発な議論を交わした。

ウ これまでの検討会議で出された主な意見

テーマごとに、これまで出された意見を、以下のとおりまとめた。

テーマ 1 なぜ、定数割れになったのか		
区分	現状・課題	解決策
議員	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の活動が見えない、わからない。自らの発信がされていない ・「忙しい」議員には、なりたくないになっている ・以前の集落・地域代表議員から、町全体の代表に代わっている。ただし何の代表かわからない議員もいる ・議員は憧れの職業ではない ・町民が軽視している ・議員に求められているものが多様化している ・引退する際の後継者がいない ・女性議員の登用 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流する場があれば、活動を知り、興味を持つ人がいるかもしれない ・一緒にやろうとアピールしてはどうか ・議員が積極的に顔を見せることはなり手不足解消につながる ・町民に議員にならないかを聞き、出ない要因を取り除く ・長期的な視点で公共の仕事のやりがいを町民に説明する ・専門知識の取得、自己研鑽 ・後継者の指名
議会	<ul style="list-style-type: none"> ・定数 16 人に対し 15 人だが、困ることはあるのか ・議会に関心がない ・報酬が低すぎる 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のような取り組みを長いスパンでやるべき ・「活動が忙しい」では困る ・議会の活性化を今一度検討する

	<ul style="list-style-type: none"> ・忙しすぎるようだ。改善が必要 ・副業的に議員をすべきでない。専念して欲しいが報酬が伴っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬は上げざるを得ない ・議会の活動、議員の活動のすみ分けを議会が精査して決める ・議会に関心を持ってもらうための対策の検討 ・定数を削減して報酬を上げるべき ・各世代から、立候補できるよう、報酬を月額30万円くらいにすべき ・議会運営の効率化と、負担軽減も図るべき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生計が整わないと議員は難しい ・地域との接点、繋がりが希薄 ・団体活動の経験がなくなってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・なり手不足を町民全体の共有話題にする必要がある ・立候補する、できる意見を持ち寄る

テーマ2 議員・議会の活動が見えない

区分	現 状・課 題	解 決 策
議 員	<ul style="list-style-type: none"> ・議会がどのような活動をしているか見えない ・議員の活動がうまく発信されていない ・後援会のない議員もいる ・一般質問での重複は避けるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動の成果を発信することは大切 ・副業議員はいらない ・集落の公民館を回って、議員の活動を説明してはどうか。町民と膝を交えて意見交換をする ・議員が本来やるべき仕事の明確化 ・困りごと相談所が議員の仕事では ・率直な自分の経験値と学習で町に提案すべき ・議員個人での町政報告会の開催や、後援会報の発行
議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報のリフレッシュ化必要 ・議会は承認する、しないの制約の中で行われている ・当局提案が変わることなく、反対・賛成で決めている。議会の必要性を考えてしまう ・議会の仕組みがわからない ・議会に関心がない ・議会広報の改善 ・議会活動の成果を、町民にいかにつたえるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会で議論して、すり合わせて総意で決める ・議会政策サポーター制度導入 ・会派を結成し、町政への改革案を示すべき ・公聴活動、語る会の充実 ・議場内での議員間討議の実施（自由討議の充実） ・議会を良く知ってもらう取り組み（参考人制度の活用、議会広報モニター制度の拡充、青少年議会、女性議会の開催）

		<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報の改善 ・議会からの政策提言の発信
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動と議会活動は異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主勉強会の実施 ・中学、高校での出前自治講座開催
テーマ3 立候補するために必要なもの		
区分	現 状・課 題	解 決 策
意志・同志	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は勇退時に後継者を出すという風潮があったが今はない ・後押ししてくれる団体、制度がない ・一緒に町づくりを話せる仲間を作れる環境がない ・応援してくれる人をどう増やすのかわからない ・地域を変えたいという意欲にならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性議員の出やすい環境づくり ・女性議員の増加は男女共同参画社会推進である ・本人の立候補の意思が一番大事、自分の町を良くしたいという思い ・思いのある方の背中を押すことが一番必要 ・町づくりを話せる環境づくり ・資料収集への補助（助け）、活動方法の指導 ・立候補の覚悟を決めたら様々で情報提供は可能 ・将来を考えて変えたいことがある ・議員個人での町政報告会の開催や、後援会報の発行 ・会派を結成し、町政への改革案を示すべき ・議場内での議員間討議の実施（自由討議の充実） ・団体活動への積極的な参画 ・地域推薦制度の導入
両立	<ul style="list-style-type: none"> ・今の仕事等との両立はできるか ・議員になってからの不安 ・今の職業との兼業ができない ・4年に一度は選挙があることを踏まえた、待遇等の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営の効率化、議員の負担軽減 ・月額報酬 30 万以上は必要か ・職業と議員を両立できること
理解	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の報酬では生活が難しいのではないか。家族の理解が得られるか ・家族からの理解を得るのが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・共感してくれる同志・仲間を集める ・安定した生活をするとしたら年収 400 万円は必要か。当選した 4 年間しか保証されないのでは

資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙資金がある程度必要。選挙公営はほぼない ・選挙資金の確保が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙費用の公費負担を求めていく ・専念するための待遇の改善 ・選挙運動費用の公費負担（選挙公営）の導入
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙のやり方がわからない ・選挙の仕組みがわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・お金のかからない選挙を実施 選挙についての説明などをわかりやすくする ・選挙の手引きを参考にした、説明会の開催

テーマ4 将来的な対策

区 分	現 状・課 題	解 決 策
議 員	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の資質の向上を図る ・専門知識を学ぶ場がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・引退する時後継者をつくる ・地域推薦制度をつくる ・町民との直接対話の実施、拡充（総会等での講話） ・議員個人での町政報告会の開催や、後援会報の発行 ・議場内での議員間討議の実施（自由討議の充実） ・地域推薦制度の導入
議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会と町民の距離を縮める取り組みが大事 ・町内中学生への地方自治の成り立ち講話実施 ・議会に関心を持ってもらうための活動をもっと強化する必要がある ・議会運営の効率化と負担軽減策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報モニター制度を活用して議員活動・議会を知ってもらう ・参考人制度を活用して議会の疑似体験をしてもらう ・普段着や仕事着での議会出席 ・青少年議会・女性議会を開き議員体験をする ・農協・商工青年部との対話の重視 ・短期、長期的な取り組みの実施 ・議員に必要な専門知識の取得に向けた、専門家講座、勉強会の開催 ・児童、生徒の傍聴強化 ・青少年議会、女性議会の開催 ・議会運営の効率化や負担軽減に向けた、議会内対話の充実化 ・町長との意見交換

		<ul style="list-style-type: none"> ・公聴活動、語る会の充実 ・議会を良く知ってもらう取り組み（参考人制度の活用、議会広報モニター制度の拡充、青少年議会、女性議会の開催） ・議会広報の改善 ・中学、高校での出前自治講座開催 ・議会からの政策提言の発信 ・専門知識取得のための講座開設
--	--	--

テーマ5 総括

区 分	現 状・課 題	解 決 策
最終意見に盛り込むべき内容	・夜間、休日議会の導入について	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての審議を夜間やる必要はない。職員も時差勤務で対応してはどうか ・議会をより知ってもらう発信材料として、夜間、休日議会は有効と思う ・今のやり方を変える工夫をしてほしい ・職員の負担にならない形で、できたらいいと思う ・なり手不足の対策として、メリットが見出しにくい ・夜間でも、子供の送迎、PTA など忙しい親も多い。なり手がますます少なくなる懸念がある ・休日は賛成だが、夜間やるメリットが見えてこない。夜間議会が、なり手不足解消につながることはない ・なり手不足解消の特効薬、解決策にはならない
	・専業と両立について	<ul style="list-style-type: none"> ・議員としてバッジを付けたからには、専業、兼業にかかわらず365日議員であるべき ・議員は25歳以上であれば誰でもなれるが、年代、性別、学区、職業のバランスが良いのが理想である ・専門性というと、高度な知識と経験を持つ学者を思い浮かべる。それよりも当事者性、生活感のある議員が必要。専業でなくてはならないということはない

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門、両立で分けるのではなく、当事者性を考えるべき。町民からの要求をベースにして、専門性を掘り起こすべき ・ 議員報酬を上げ、負担軽減を考えずに新たな議会の在り方を考え、新たな議員のなり手を発掘できれば良い ・ 議員の仕事を第一優先でやるべき。専業とか両立は個人で違いがあっても良い
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数、報酬について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の企業と比べたら難しい議論になる。もっと大風呂敷を広げないと若者は議員に立候補しないだろう。この裏にあるのは定数。セットとして考えないとナンセンス。総枠をよく考えて減らすべき ・ 報酬は上げないといけない。低すぎる。 ・ 報酬と定数を一緒に考えないと町民が納得しない ・ 2、3人減らして2万5千円増やしたところで議員になろうとする人は増えるだろうか ・ 選挙にならないと良い結果にならない。想定外の人も出馬する ・ 選挙は必要。民意が反映されてこそ価値がある。そのための条件を整備すべき ・ 報酬月額30万円だと、11人まで減らさないといけない ・ あまりにも減らすと運営に支障が出てきそう ・ 各世代からまんべんなく出てほしいと考えると30万円という数字もあながち無理ではない。妥当な数字である ・ 基本的に報酬の増額と定数の削減はセット。定数は12人位でいいと思う。報酬は28万円位でいいと思う ・ 定数を4人減らして12人にしても、町長が提案しなかったら報酬は上がらない ・ 報酬を上げるが、そのために定数を減らすことは、やむを得ないとの流れが良い

(3) これまでの特別委員会で出された主な意見

検討会議やキックオフイベント、さらに、経過報告会等が出された意見を見ると、立候補を阻害する要因として、様々な現状や課題が複雑に絡みあっていることが浮き彫りとなった。そこで、区分別に分けた各テーマや対策を「短期」（すぐできること）、「中・長期」（継続して実施するもの）別に分類し、具体的な解決につながるよう絞りこむこととした。

テーマ1 なぜ、定数割れになったのか		
区分	短期	中・長期
議員	<p>1 議員として必要な専門知識の取得、自己研鑽が必要</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を取得するための、勉強会、学習会の開催 <p>2 町民と日常的に交流できる場の設定、議員が積極的に顔を見せることが大切。地域との接点、つながりが希薄になっている</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語る会の充実、オープンカフェの設置、議員の後援会活動の充実、総会等での講話、対話を通じて、地域課題の把握に努める <p>3 引退議員の後継者がいない</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引退する際に、後継者を指名する 	
区分	短期	中・長期
議会	<p>1 定数が16人でいいのか</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員定数を定める <p>2 報酬が低すぎる、副業ですべきではない。専念して欲しいが、報酬が伴っていない。生計が伴っていないと難しい</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数を削減し報酬を上げるべき ・適正な報酬の設定、月額30万円位にすべき 	
	<p>1 議会に関心がない</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会に関心を持ってもらうための対策の検討 情報公開の充実と活性化対策の再検討 <p>2 忙しすぎるようだ</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化の再検討、議会運営の効率化と負担軽減 	

テーマ2 議員・議会の活動が見えない		
区分	短期	中・長期
議員	1 議員の活動が見えない。自らの活動が発信されていない 2 集落の公民館を回って、議員活動の説明やひざを交えた意見交換が必要 ◆対策 ・語る会の充実、後援会活動の強化、議員個人での町政報告会の開催、後援会報の発行 3 政策提言を実施すべき ◆対策 ・会派の結成、政策提言の実施	4 地域との接点、繋がりが希薄になっている ◆対策 ・なり手不足を、町民全体の共有話題にする必要がある
区分	短期	中・長期
議会	1 議会の活動が見えない。議会の仕組みがわからない ◆対策 ・議会を良く知ってもらうための取り組みの強化 （参考人制度の活用、議会広報モニター制度の拡充） ・議会議員として必要な専門的知識等の取得のための勉強会、学習会の開催 ・議会を良く知ってもらうための取り組みの強化（青少年議会、女性議会の開催）	2 議会活動の成果を、町民にいかに伝えるか ◆対策 ・議会からの政策提言の発信 ・会派を結成し、町政への改革案の提示 ・議会政策サポーター制度の導入 ・議会公聴活動の充実（語る会の充実、議会広報の刷新、ホームページの充実）
	3 当局提案が変わることなく決まってしまう。議会の必要性に疑問を感じる ◆対策 ・議場内での議員間討議の実施（自由討議の充実）	4 議会広報のリフレッシュが必要 ◆対策 ・議会広報モニター制度の充実、議会広報の内容の刷新

※解 説

○定例会での独自の参考人招致

通常は専門的知見を有する町民や有識者から、それぞれの分野におけるアドバイス等をいただくために実施しているが、これとは別に、庄内町議会では町の施策や仕組みについて、広く町民目線で意見や提案をいただくために、令和元年9月議会より取り入れている施策。実際の予算特別委員会、決算特別委員会で、担当議員の質問に答える形で、意見、要望、提言等を発言していただいている。

○議会広報モニター制度の充実

議会広報の編集に際し、具体的な意見や、アドバイスをいただくために町民から参画してもらう制度。川西町では制度を発展させ、実際の編集作業の大半をモニターが担っている。

○議会政策サポーター制度

長野県飯綱町が取り入れている施策で、議会から当局へ政策提言を実施する際、その内容を議員とともに考え、検討する町民参画制度。半年から1年をかけ内容を吟味し、政策を提言するとともに、実際に取り組みられているか、検証も行っている。

○議会からの政策提言

総務文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会に付託された、閉会中の所管事務調査について、報告書としてまとめた内容を議会の総意として当局に提案する取り組み。特に、意見として提案する具体的な取り組みについては、その後、結果について検証作業も行っている。

テーマ3 立候補するために必要なもの		
区 分	短 期	中・長 期
意思・同士	<p>1 後押ししてくれる仲間や、団体がない</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体活動への積極的な参画 <p>2 一緒にまちづくりを話せる仲間を作れる環境がない</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分自身で環境を作る努力をする <p>3 以前は勇退時に後継者を出す風潮があった</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者指名、地域推薦の気運醸成、女性議員の出やすい環境づくり <p>4 応援してくれる人をどう増やすかわからない</p> <p>◆対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動、PTA、消防団などに積極的に参画する 	

区 分	短 期	中・長 期
両 立	<p>1 今の仕事との両立ができるのか 2 兼業は難しい</p> <p>◆対策 ・議会運営の効率化、議員の負担軽減 ・議員は専業であって欲しい ・議員と職業を両立できるようにする ・月額報酬の改善</p> <p>3 4年に一度は選挙があることを踏まえた、待遇等の改善</p> <p>◆対策 ・月額報酬の改善 (30万円以上は必要)</p>	
区 分	短 期	中・長 期
理 解	<p>1 現在の議員報酬では生活を支えることが難しい</p> <p>◆対策 ・4年間しか保障されないため、年収の改善(400万円は必要)</p> <p>2 家族の理解が得られない</p> <p>◆対策 ・共感してくれる同志,仲間を作る</p>	
区 分	短 期	中・長 期
資 金	<p>1 選挙資金の確保が難しい</p> <p>◆対策 ・議員に専念するための待遇改善が必要 ・後援会を設置して、活動資金の確保を検討する</p> <p>2 4年に一度は選挙があることを踏まえた、待遇等の改善</p> <p>◆対策 ・議員報酬等、待遇の改善</p>	<p>1 選挙のための公費負担がほとんどない</p> <p>◆対策 ・選挙運動費用の公費負担(選挙公営)の実現</p>

区 分	短 期	中・長 期
その他	1 選挙のやり方、仕組みがわからない ◆対策 ・選挙の手引きを参考にした、説明会、学習会の開催 2 現状の報酬では、立候補できる世代や年代が偏ってしまう ◆対策 ・報酬の改定	
テーマ4 将来的な対策		
区 分	中・長 期	
議 員	1 議員の資質向上を図る ◆対策 ・町民との直接対話の実施、拡充(総会等での講話、対話による地域課題の把握) 専門知識取得、勉強するための環境整備(政務活動費の導入?) 2 地域との接点、繋がりが希薄 ◆対策 ・なり手不足を、町民全体の共有話題にする必要がある	
区 分	中・長 期	
議 会	1 議会と町民の距離を縮める取り組みが大事 2 議会に関心を持ってもらうための活動の強化を図る ◆対策 ・議会広報モニター制度を活用して、議員活動、議会を知ってもらう ・参考人制度による、議会の疑似体験、政策提言とその推進 ・議会からの政策提言の発信 ・児童、生徒の議会傍聴の推進 ・各団体(農協、商工青年部、PTA、地域づくり会議等)との対話の重視 ・青少年議会、女性議会の開催 ・議会政策サポーター制度の導入 ・中学生、高校生への地方自治の講話実施 ・議員に必要な専門知識の取得に向けた、専門家講座、勉強会の開催	

ア 上記の解決策のなかで、すでに実施している取り組みは以下のとおりである。

- (ア) 町民と語る会
- (イ) 議会広報モニター制度
- (ウ) 本会議での参考人招致
- (エ) 議会からの政策提言
- (オ) 国への働きかけ（選挙公営の適用範囲の拡大）

イ 取り組んではいるものの、全体としての広がりにかけているものは、以下のとおりである。

- (ア) 議員の後援会の結成、町政報告会の実施、後援会報の発行
- (イ) 各種団体との対話、集落での語る会の開催

ウ まだ実施していない取り組みは以下のとおりである。

- (ア) 立候補するための条件、知識等を学ぶ場の確保、提供
- (イ) 議員として必要な知識取得のための講座の開設
- (ウ) 青少年議会、女性議会の開催
- (エ) 議会政策サポーター制度の導入
- (オ) 地域推薦の気運醸成の検討
- (カ) 会派の結成

エ 議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なものは、以下のとおりである。

- (ア) 議員定数、報酬、政務活動費の導入
- (イ) 議員報酬決定のための、手続き（報酬等審議会）等、当局との話し合い
- (ウ) 議会活性化、負担軽減のための対策の検討

以上のことから、短期、中・長期等、期間の違いはあるものの、今後、「なり手不足解消」のための取り組みとして、それぞれ整理し、議会運営委員会、全員協議会等で検討し、具現化する必要がある。特に、「取り組んではいるものの、全体としての広がりにかけるもの」「まだ実施していない取り組み」については、議会内議論、調整を十分行うことが重要である。

先に示したように、検討会議で出された意見・解決策のなかには、議会活性化や開かれた議会としてこれまで庄内町議会が取り組んできた、「常任委員会調査」「町民と語る会」等に対する一定の評価はあるものの、議員、議会の活動が見えないという意見も多く、「地域との接点、つながりが希薄になっている」等に代表されるように、町民が求める「議員像」「議会像」と、議会の現在の取り組みとでは隔たりがあることが浮き彫りとなった。地域要望の中には、町道・側溝の整備、また、冬期間の除雪体制など、地域生活に密着した地域課題等があるが、「地域要望については、地域で優先順位を決定する」「除雪の対応は行政区長が代表して連絡する」など、議員が直接関わらないよう、庄内町の独自ルールに則り執行してきた経緯がある。今後の「議員・議会」像を探るうえで、改めて課題になったと言える。

議会の活動日数に対する評価では、「忙しすぎるのではないか」という意見に対し、「議員は副業ですべきではない」「兼業はむずかしい」「専業であってほしい」や、「議会運営の効率化」「議員の負担軽減策を模索する」などの相反する意見があったことも特徴

的であった。

また、多くの世代からの立候補を可能とするため、「待遇面での改善をすべき」として「月額 30 万円以上、年収 400 万円」「市議会並みの選挙運動費用の公費負担（選挙公営）の実現」など、数値や選挙制度改正にむけた意見が出されたことも収穫であった。なり手不足の原因は報酬だけではないと思われるが、報酬額の高い市議会よりも町村議会になり手不足問題が集中している事実から、大きな要因であることは間違いない。

庄内町議会では、平成 17 年の合併以降、定数等調査特別委員会を設置し、定数、報酬等について調査・検討してきた。町民世論を踏まえた、定数のあり方、報酬額の見直しについても議論し、定数の削減（合併当時の 36 人から、現在は 16 人）とともに、報酬についても、数値を示し町長に提案してきたが、報酬については改善されないまま現在（月額 21 万 5 千円）に至っている。町民と語る会でも出された、「議員の報酬は低い。上げるべきだ。その、財源は定数を削減すればいい」との指摘は、今回の調査でもいただいた意見である。仮に、上げるとしても、「近隣の酒田市、鶴岡市のようなレベルまで引き上げることが可能なのか」「議員の仕事を第一優先とするにはいくらが妥当なのか」など、町の財政を踏まえた当局との調整、町民理解が不可欠となる。

一方、活動を効率化し、質を落とさず、負担を減らすことが、将来的に、「なり手不足解消となるのか」「庄内町議会として進むべき道なのか」矛盾ともいえる課題が目の前に立ちはだかっている。

そこで、終盤の検討会議では、最終意見に盛り込むべき内容として、「夜間、休日議会の導入について」「専業と両立について」「定数、報酬について」に課題を絞り込み、議論した。（P7～8「テーマ 5 総括」参照）

(4) 意見

これまでの検討会議での話し合いをふまえ、特別委員会で慎重に審議した結果、調査目的である「議会議員のなり手不足解消」として、まとめた意見は以下のとおりである。

ア 夜間・休日議会の積極的な導入には検討が必要

理由 議会運営の効率化や町民参画、議会への関心の誘導策として、また、議会からの発信として、会期の一部を夜間・休日議会として取り組む事例はあるが、雇用環境の理解や整備、職員の負担なども大きいことからなり手不足解消のための対策としてのメリットが見出しにくい。

イ 専業と両立の考え方

理由 議員以外の仕事を持つことも認め、その経験等から、当事者性、生活感のある専門的な発言・行動のできる議員が必要。そのうえで議員の仕事を第一優先に取り組み、365 日議員である自覚を持つべきである。

ウ 定数を削減し、報酬の増額を図るべきである。

理由 ① 定数の削減と報酬アップは、これまでの語る会や今回の検討会議等でも指摘されており、町民意見として定着してきている。

② 報酬の増額分は、定数の削減により生ずる差額を充てるべきである。

③ 定数と報酬をセットとして考え、当局と十分な調整を図るべきである。

(ア) 定数は12人

理由 ① 議員一人当たりの人口では、県内上位に位置しているが、他の町村議会との状況も鑑み、また、過去の常任委員会での人数構成（5～6人）を考慮し、議会運営に支障のない最低限の人員として、12人を下回るべきではない。

② 定数と報酬のバランス、財源確保を考慮すると、12人が望ましい。

(イ) 報酬は月額28万円

理由 ① 現行の21万5千円では、若い世代をはじめとする各世代から立候補してもらえない環境になっていない。

② 現行のままでは、高齢者で年金を受給している人や、他の収入がある人だけになってしまう可能性が高く、議員になれる人の範囲を狭めてしまう可能性が高い。

③ 市議会並みの報酬を望む声もあるが、財源の確保を考慮し、現行定数から4人を削減した財源を充てると、月額28万円に設定しても議会費が減額となる。

④ 平成30年12月に出された「庄内町特別職報酬等審議会答申書」では、報酬を一般議員で月額2万5千円増額の24万円としながらも、定数を2名から5名程度減員することを条件に、2022年の改選後から改定すべきとの意見が出された。24万円の月額報酬では、なり手不足解消につながりにくいとの考えも示され、削減数も幅があることから、定数と報酬をセットとして考える上での参考とした。

⑤ 議長・副議長の報酬は、財源とのバランスを考慮し、一般議員のアップ率と同率にすべきではない。

エ 立候補を促すための情報提供に努めるべきである。

理由 立候補を考える際に必要な知識、後援会活動のあり方、選挙のための情報などが不足している状況にある。勉強会・研修会を開催し、また、語る会の活用など、情報提供に努めるべきである。

オ 地域や団体で議員を推薦する気運の醸成に努めるべきである。

理由 議会・議員に対する関心をこれまで以上に高めるために、町民と語る会や各種団体との懇談の中で、町づくりや地域課題に対する意見交換に加え、議員のなり手確保の対策についても話し合うなど、地域や団体で議員を推薦する気運の醸成に努めるべきである。

カ 町民が参画できる青少年議会、女性議会等の模擬議会の開催を検討すべきである。

理由 地方自治制度、まちづくり、議会への関心をより広く持つってもらうためには、先進事例にもあるように、町民が参画できる模擬議会が有効である。

キ 活力ある町にするために、また、将来を担う子どもたちのためにも、短期、中・長期を基本とした対策の構築を進めるべきである。

理由 現在取り組んでいる定例会での参考人招致は、専門的知見を有する町民や有識者から町の施策や仕組みについて、広く町民目線で意見や提言をいただいております。町当局の理解もいただいております。

また、発言は実際の議事堂を活用して行っており、議会の雰囲気を経験できるなど、なり手不足解消の有効策としての期待が大きい。

さらに、議会広報モニター制度は、他議会でもなり手不足解消に結びついていることから、他の将来的な対策として挙げた取り組みとともに内容を精査し、なり手不足解消につなげるべきである。

ク 選挙公費負担(選挙公営)の適用拡大を、国に対して強く働きかけるべきである。

理由 ① 選挙にお金がかかることと、財力によって選挙の公平性が失われることを防ぐために、国や地方公共団体が選挙費用の一部を負担する制度であるが、現状の適用内容では、市と町村で大きな乖離が生じている。

② 現在、町村で認められている選挙用ハガキの郵送料のみの公費負担と、市で認められている選挙運動用の自動車、音響機材、選挙ポスター等では、違いが大きい。

③ 制度の適用範囲を町村にも拡大し、なり手不足解消の一助とすべきである。

(5) 結びに

以上、本特別委員会の報告とするが、この報告書を作成するにあたり、町民の有識者6人の検討会議委員に絶大なご協力をいただいた。10回の検討会議のうち、前半は全国的な地方議会の状況や庄内町議会の現状を説明し、理解していただいたうえで、様々なご意見をいただきこの報告書に反映させてきた。

最終意見として示した内容は、定数を4人削減した12人とし、削減分の報酬を増額分の財源に充て、月額報酬を28万円にすること。また、議会運営のあり方、議会としての新たな取り組み、国への要望など多岐に渡っている。

検討委員の皆さんからは、「この報告書を機にこれまでの議会の常識にとらわれず、庄内町議会として、また議会議員としての新たな変革を起こしてほしい。我々はどうすればそのための環境を整えることができるのかを真剣に考えた。町政に関心ある町民が議会議員を志す契機となるような議会、議員活動を望みたい」との思いが伝えられた。

議員のなり手不足になっている現状を町民と共有し、将来的な視点に立って、議員に立候補しやすい環境づくりに取り組んでいかなければならない。

〔資 料〕

資料 1 庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会 設置等の経過

資料 2 庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会等 設置概要

資料 3 庄内町議会議員なり手不足解消検討会議 設置要綱

資料 4 庄内町議会議員なり手不足解消検討会議 委員名簿

資料 1

○「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会」設置等の経過

年 月 日	会議等の状況	主な内容等
平成 30 年 6 月 24 日	庄内町議会議員選挙	・定員 16 名に対し 15 名の立候補者
平成 30 年 7 月 9 日	臨時会（初議会）	
平成 30 年 9 月 27 日	議会運営委員会	・9 月定例会の検証 ・議会改革調査特別委員会（仮称）の設置について ・町民と語る会（手法の変更）
平成 30 年 10 月 19 日	全員協議会	・議会改革調査特別委員会（仮称）の設置について（なり手不足解消調査）
平成 30 年 10 月 26 日	議会運営委員会	・行政視察（北海道浦幌町議会） ・会議時間の見直し（会議規則改正） ・標記特別委員会の設置概要（検討）
平成 30 年 11 月 5 日	議会運営委員会	・標記特別委員会の設置概要（概要確認と予算要求）
平成 30 年 11 月 14 日	全員協議会	・特別委員会設置概要 ・会議時間の見直し（会議規則改正）
平成 30 年 12 月 26 日	議会運営委員会	・12 月定例会の検証 ・標記特別委員会の設置概要の見直し（ <u>アドバイザー</u> 、 <u>参考人招致</u> 等）
平成 31 年 1 月 16 日	議会運営委員会	・標記特別委員会設置概要の確認（ <u>検討会議</u> 、 <u>予算要求</u> 等）
平成 31 年 1 月 22 日	全員協議会	・特別委員会設置概要見直しの経過 ・会議時間の見直し（会議規則改正）
平成 31 年 2 月 8 日	議会運営委員会	・標記特別委員会設置概要の確認（ <u>アドバイザー</u> 、 <u>参考人招致</u> 等）
平成 31 年 2 月 19 日	全員協議会	・特別委員会の設置について ・会議規則の一部改正（会議時間）
平成 31 年 2 月 25 日	全員協議会	・学習会：新潟県立大学 田口准教授（議員なり手不足の現状と対策） ・特別委員会委員の選任について
平成 31 年 2 月 26 日	議会運営委員会	・会議規則の一部改正（会議時間） ・標記特別委員会設置概要の確認（ <u>アドバイザー</u> 、 <u>参考人招致</u> 等）

年 月 日	会議等の状況	主な内容等
平成 31 年 3 月 5 日	3 月議会定例会 ①庄内町議会議員なり手不足解消 調査特別委員会の設置 ②同特別委員会委員の選任 第 1 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員定数：6 人 ・調査期間：令和 2 年 6 月定例会まで ・委員長及び副委員長の選任 委員長：石川保 副：上野幸美
平成 31 年 3 月 18 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・議運における議員なり手不足解消のための検討状況(参考人制度の活用)
平成 31 年 3 月 28 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・3 月定例会の検証 ・議員なり手不足解消調査の進め方(参考人招致、検討会議設置要綱等)
平成 31 年 4 月 18 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員なり手不足解消調査の進め方(参考人招致、検討会議設置要綱等)
平成 31 年 4 月 25 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致に係る具体的な取り組み(参考人招致の実施にあたって)
令和元年 6 月 3 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致に係る具体的手法の検討 ・行政視察(長野県/軽井沢町・飯綱町)
令和元年 6 月 25 日	議会運営委員会 第 2 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・6 定例会の検証 ・参考人招致について(具体的手法、スケジュール等) ・参考人招致について(手法、スケジュール、候補者等) ・検討会議設置要綱案について(検討項目、アドバイザーの役割等)
令和元年 7 月 16 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致について(参考人候補者の確認等)
令和元年 7 月 22 日	第 3 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・なり手不足解消に係る検討状況の確認(検討会議スケジュール、参考人リストアップ、検討会議委員の選任と公募枠の確認等)
令和元年 7 月 30 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致について ・検討会議設置要綱案について
令和元年 8 月 22 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致について ・なり手不足解消に係る検討状況

年 月 日	会議等の状況	主な内容等
令和元年 9 月 4 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 参考人招致について (出席要請、意見聴取内容等)
令和元年 8 月 26 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 参考人招致について (出席要請等の最終確認等)
令和元年 9 月 26 日	第 4 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> キックオフイベントについて アンケート、外部委員の確保
令和元年 10 月 29 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 3 月定例会参考人招致候補者について キックオフイベント等の進捗報告
令和元年 11 月 22 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> キックオフイベント並びになり手不足 解消検討会議 (10/30) について
令和元年 10 月 30 日	「議員なり手不足解消検討会議」 キックオフイベント (響ホール)	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー 2 名 (公益大/小野准教授、新潟県立大/田口准教授) 一般町民等との意見交換会
	第 1 回検討会議 (イベント終了後)	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状交付、自己紹介 会長及び職務代理の選出
令和元年 12 月 23 日	第 3 回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 議会活動のあり方 自治の担い手
令和 2 年 1 月 20 日	第 5 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 検討会議の進め方 (ワークショップ形式による意見集約)
令和 2 年 1 月 22 日	第 4 回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 自治の担い手をどうするか (ワークショップ形式による意見集約)
令和 2 年 1 月 24 日	第 6 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 検討会議経過報告会について (報告会の進め方、委員会調査報告書)
令和 2 年 1 月 28 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 参考人招致について (予算特別委員会での候補者選定)
令和 2 年 2 月 6 日	第 5 回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 新年度等の日程調整 経過報告会事前打ち合わせ
令和 2 年 2 月 19 日	「議員なり手不足解消検討会議」 経過報告会	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員による経過報告 町民等との意見交換
	第 6 回検討会議 (報告会終了後)	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの講評等
令和 2 年 3 月 4 日	第 7 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 6 日	第 8 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員会調査報告書について

年 月 日	会議等の状況	主な内容等
令和 2 年 3 月 11 日	第 9 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 16 日	第 10 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 17 日	第 7 回検討会議	・ 委員会調査報告書について（特別委員会の「意見」について）
令和 2 年 3 月 24 日	第 11 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 30 日	第 8 回検討会議	・ 委員会調査報告書について（特別委員会の「意見」について）
令和 2 年 4 月 8 日	第 12 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 4 月 16 日	全員協議会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 4 月 24 日	第 9 回検討会議	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 4 月 30 日	第 13 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 8 日	全員協議会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 13 日	第 10 回検討会議	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 19 日	第 14 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 22 日	全員協議会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 26 日	第 15 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について

資料 2

「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会等」設置概要

1 委員会等の名称 庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会（法第 109 条）

庄内町議会議員なり手不足解消検討会議：（要綱設置）

（9「特別委員会」及び「検討会議」の概略図 参照）

① 第一段階（H31.3）

H31.3 月定例会において、標記特別委員会を設置（発議）するとともに、議会基本条例第 2 条に規定する「積極的な町民参加の推進」のため「検討会議」を要綱設置する。

② 第二段階（H31.4 以降）

特別委員会等（予算、決算特別委員会含）において、町民（参考人）の直接的な議会への参画を実現する。そして、できる限り多くの参考人を議会に呼び、予算・決算並びに政策課題等に対し意見を述べていただく機会を設定する。

また、各定例会での参考人招致とともに施策等への発言をいただく中、第 3 四半期（10 月～12 月）を目途に「検討会議」の立ち上げを目指す。

なお、特別委員会委員とともに、議会全体で議員のなり手不足の現状や課題など、今後の動向を見据えた「学習の場の設定」も考慮し、学識経験者の活用を図る。

③ 第三段階

検討会議（議員+公募 or 参考人）」では、グループワークやワールドカフェ方式等により課題及び町民の声を集約する。

その後、検討会議を踏まえた特別委員会での報告書（案）作成、住民懇談会の実施を経て、H32.6 月定例会での特別委員会報告とする。

2 設置期間 平成 31 年 3 月～令和 2 年 6 月

（平成 31 年 3 月議会で設置、令和 2 年 6 月議会で報告）

3 委員 員 6 人（特別委員会）

4 調査目的 庄内町議会議員のなり手不足解消のための調査

- 5 調査の進め方
- (1) 特別委員会 年4回 開催 (検討会議前2回、後2回)
 - (2) 検討会議 年5回 開催 (議員6人+町民6人=12人)
 - (3) 町民と語る会 (住民懇談会) 年1回 開催 (R2:4月~6月)

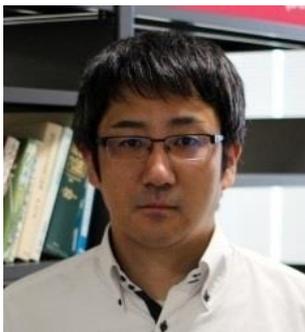
ホームページや広報での周知、パブコメ等の実施とともに、調査結果を住民に説明する報告会を実施し、多くの町民の意見等を聴く場を設定する。
 - (4) 学識経験者 年8回 招聘 (R元:2名×4回、R2:計画あり)

委員会、検討会議のアドバイザーとして招聘する。ダブルアドバイザーとして、地元を含め広く専門的な知識等を有する学識経験者の活用で、様々な考え方や異なる視点からの情報提供をいただき、より広い視点での調査と判断機会を各委員等に提供する。

【アドバイザープロフィール】

	大 学	新潟県立大学
	学 部	国際地域学部
	学 科	国際地域学科
	職 位	准教授
	担 当 科 目	行政学、行政法 地方自治法
	研究テーマ	議会研究 地域政策研究
田 口 一 博 (タグチ カズヒロ)		
略 歴	1984年4月	横須賀市一般職員(2008年6月まで)
	2004年4月	東京大学大学院法学政治学研究科 特任講師(2008年3月まで)
	2005年8月	東北公益文科大学大学院公益学研究科 非常勤講師(2010年3月まで)
	2008年4月	放送大学教養学部非常勤講師 (2011年3月まで)
	2008年7月	公益財団法人地方自治総合研究所 常任研究員(2010年3月まで)
	2009年9月	公益財団法人地方自治総合研究所 常任研究員(2010年3月まで)
	2010年4月	新潟県立大学国際地域学部准教授
	2011年5月	放送大学大学院文化科学研究科 客員准教授(2013年3月まで)

※新潟県立大学 HP 教員データ等より抜粋

	大 学	東北公益文科大学
	学 部	公益学部
	学 科	公益学科/政策コース
	職 位	准教授
	担 当 科 目	行政学、地方自治論 公共経営論
	研究テーマ	行政マネジメント・行 財政改革に関する研究 地域資源を活かした地 域政策研究
小 野 英 一 (オノ エイチ)		
略 歴	2000年4月 山形県職員 2016年4月 東北公益文科大学公益学部准教授	

※東北公益文科大学 HP 研究者総覧より抜粋

6 議会の取組み (1) 参考人 年20人 招致 (5人×4定例会)

地方自治法に規定する参考人制度を活用し、本議会に対する住民参画の機会の拡大を図るとともに、本件課題について民意の聴取に努めるものとする。そして、できる限り多くの参考人を議会に招致し、予算・決算並びに政策課題等に対し意見を述べていただく機会を設定する。

◆参考人招致の手法について◆

(1) 議場での参考人席について

- ア 参考人が発言を行うための「参考人席」は、中央質問席とする。
- イ 参考人が複数人の場合は、参考人が待機するための席を中央質問席の後方に設ける。

(2) 議場への入場、退席について

- ア 予算特別委員会(3月)は、委員会開会前に参考人席等に入場、着席する。
- イ 決算特別委員会(9月)は、書類審査後に参考人席等に入場、着席する。
- ウ 全ての参考人の発言が終了した時点で退席する。

(3) 議場での進め方について

- ア 予算、決算特別委員会においては、常任委員会ごとに、初日、二日目の最初に実施する。※参考人発言を各委員の質疑に盛り込んでいただくため質疑開始前に実施。
- イ 実施時間は1日1時間とする。なお、参考人が複数いる場合は、持ち時間を人数按分するとともに、質問席への移動を行い実施する。

ウ 発言の冒頭には、自己及び加入組織の紹介を行う。引き続き、担当議員により参考人の考えなどを引き出す形で、質問形式を進めていく。

エ 最後に、委員長のはからいで、町に対する要望や提言等を自由に発言していただく。

(4) 参考人の登用、発掘にあたって

ア 特別委員会委員のみならず全議員がその役割を担う。

イ 町民と語る会などで、機会あるごとに声掛けする。

ウ 各団体に働き掛けを行って紹介いただく。

エ 参考人の候補者と見込まれる方の「考え方」や「思い」を事前に調査する。

(5) 参考人へのバックアップ体制について

ア スムーズな進行や参考人の負担軽減を考慮し、事前に発言内容の精査、準備の対応にあたる担当議員を選任する。

(担当議員の役割)

① 参考人への情報提供（町の予算や決算、実施事業や施策等の進捗状況を含め解説）

② 当日の進め方（対応）や事前準備等の指導

③ 質問や答弁の事前確認

④ 議会（議運）への状況等の報告

⑤ 参考人招致終了後の協力者へのフォロー

⑥ 全協等で議会からの情報等をまとめ参考人に伝達

7 全体業務及び参考人招致スケジュール

区分		第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
平成30年度	会議等	議会議員選挙（今期）	なり手不足解消		3月特別委員会設置
	実践				
令和元年度	会議等	※特別委員会/活動委員会 アドバイザー委嘱起案	委員会 委嘱/連携	※検討会議/活動 ⇒10月に1回目 検討会議 アドバイザー	委員会 検討会議 アドバイザー
	実践		決算特別委員会/参考人		予算特別委員会/参考人
	参考人	※候補者への声掛け 6/25 議運 ・候補者リストアップ	7/16 議運 ・参考人名簿作成 ・参考人担当議員決定 7/下旬 ・参考人と担当議員の 顔合せ及び情報交換 7/30 全協 ・参考人の紹介、報告及 び議会からの情報提供 8/ 担当議員⇒議運まで ・参考人への情報提供 ・決算特別委員会の対応 進め方、質問、答弁の すり合わせ 8/26 議運 ・担当議員より状況報告 9/定例会 ・参考人招致実施 ・定例会後のフォロー	※参考人に対する、今後 に続けるための支援策 (具体的フォロー案)	※決算特別委員会時の参 考人招致手法をフィー ドバック
	検討 会議		7/22 特別委員会 ・設置要綱の確認等 ⇒全協報告資料 【要綱:訓令として公示】 ⇒全協開催以降に！ 公募掲載（9月1日号） ⇒8/2 原稿締切 ※参考人からの選任と公 募枠の確定（起案2名）	第1回検討会議：10/30（水） ①第1回検討会議の開催とともに、キックオフイ ベントを同日実施/ ②イベント会場は響ホール小ホールとし、田口、小 野両アドバイザーからの「話題提供（講話/20分程 度）」と「参加者との意見交換」 ③イベント終了後、第1回検討会議にて「委員の顔 合わせ」及び「委嘱行為」を実施	
令和2年度	会議等	※6月定例会報告 委員会 住民懇談会/検討会議 アドバイザー			
	実践	(検討会議提案/実践)	決算特別委員会/参考人	(参考人)	予算特別委員会/参考人
	参考人		※予算特別委員会時の参 考人招致手法をフィー ドバック		※決算特別委員会時の参 考人招致手法をフィー ドバック
令和3年度	会議等	特別委員会（議員定数）		12月定例会報告	
	実践	町長選挙 議会議員補欠選挙	決算特別委員会/参考人	(参考人)	予算特別委員会/参考人
	参考人		※予算特別委員会時の参 考人招致手法をフィー ドバック		※決算特別委員会時の参 考人招致手法をフィー ドバック

令和4年度	会議等	議会議員選挙（次期）			
	実践		決算特別委員会/参考人	(参考人)	予算特別委員会/参考人
	参考人		※予算特別委員会時の参考人招致手法をフィードバック		※決算特別委員会時の参考人招致手法をフィードバック

8 関係法令等

○地方自治法

(議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査)

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

(略)

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

(公聴会及び参考人の出頭)

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

○議会基本条例

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関として、自治体の進むべき道を自主的に決定しその責任を負うという大きな使命を自覚し、公正・公平性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進することを目指し活動する。

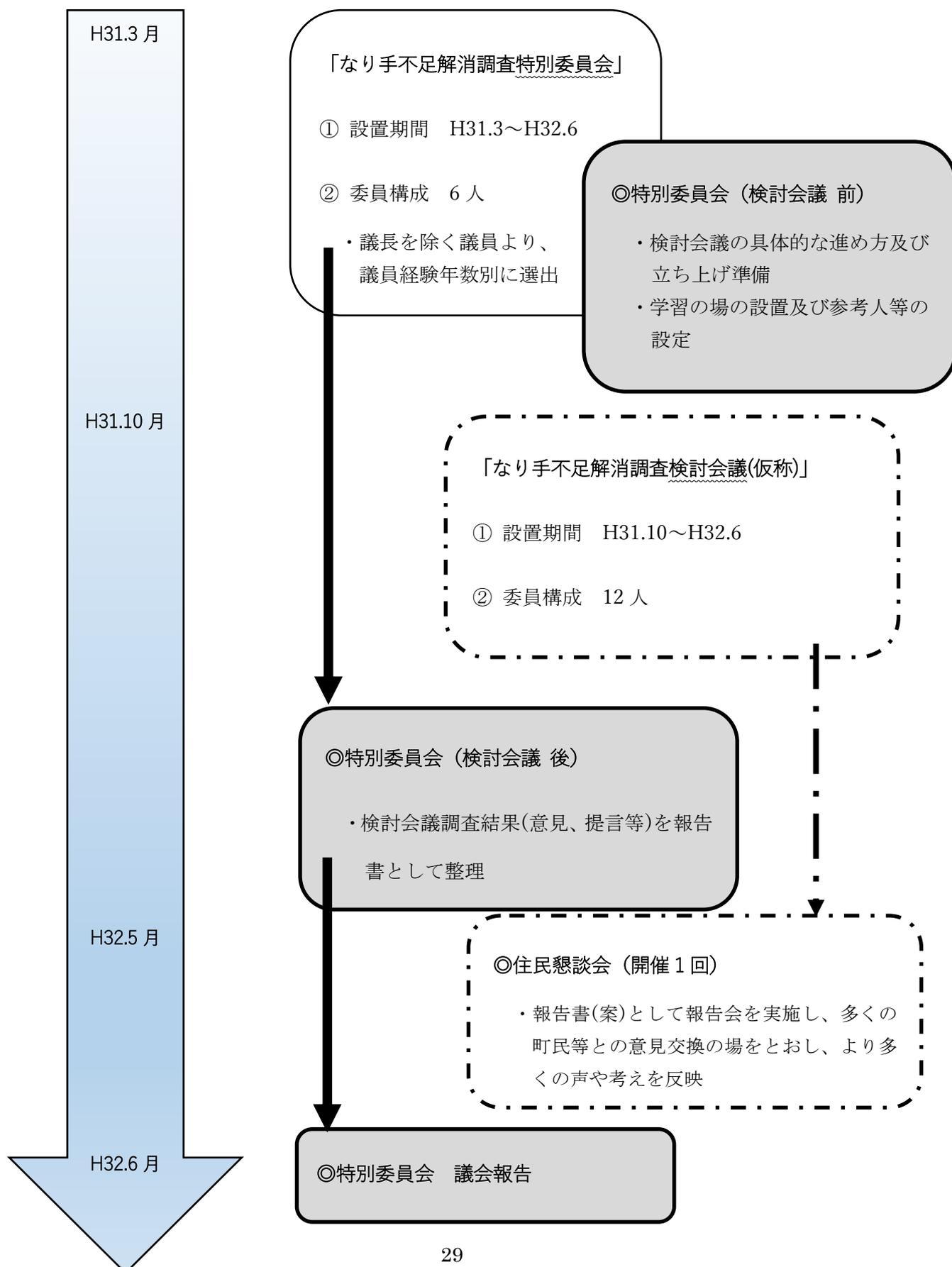
○議会委員会条例

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決でおく。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

9 「特別委員会」及び「検討会議」の概略図



10 「参考人」に関する法令等

○地方自治法

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

(略)

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

(公聴会及び参考人の出頭)

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

○議会委員会条例

(参考人)

第28条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

○議会会議規則

(参考人)

第 123 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 120 条(公述人の発言)、第 121 条(議員と公述人の質疑)及び第 122 条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(公述人の発言)

第 120 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 121 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 122 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

庄内町議会議員なり手不足解消検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 庄内町議会会議規則（平成 17 年庄内町議会規則第 2 号）第 130 条に基づき、議会議員のなり手不足解消に向け、議会議員のあり方、課題等について意見を聴取し検討するため、庄内町議会議員なり手不足解消検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(期間)

第 2 条 検討会議の設置期間は、設置の日から令和 2 年 6 月定例会までとする。

(職務)

第 3 条 検討会議の職務は、次のとおりとする。

- (1) 議会議員のなり手不足の解消に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 検討会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱又は指名する。

- (1) 公募又は議員の推薦する者（第 7 条において「外部委員」という。） 6 人以内
- (2) 庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の委員

4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(実費弁償)

第 7 条 外部委員が検討会議に出席した場合は、実費弁償を支給するものとする。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料 4

「庄内町議会議員なり手不足解消検討会議」委員名簿

区 分	氏 名	備 考
議 員	石 川 保	会長
議 員	上 野 幸 美	職務代理者
議 員	小 野 一 晴	
議 員	小 林 清 悟	
議 員	齋 藤 秀 紀	
議 員	阿 部 利 勝	
公 募	伊 藤 和 美	
公 募	田 澤 緑	
議員推薦	佐 藤 道 子	
議員推薦	佐 藤 一 彦	
議員推薦	渡 部 菜穂子	
議員推薦	渡 部 伊君子	